

■市民説明会の概要

1 日時

①令和4年9月20日（火）18時30分から19時15分

②令和4年9月25日（日）10時00分から10時10分

2 場所

田鎖地区総合交流促進センター

3 参加者数

①9名 ②1名

4 主な意見・質疑事項

内 容	回 答
指定してからこれまでの50年の間に、用途に関する市民からの意見や市として見直す動きはなかったのか。	指定当時も説明会等を開催して、市民から意見を頂戴した。その意向や規制をかけた背景をこれまで尊重して来たもの。しかし、平成になった頃から「使いづらい」等の意見が少しずつ聞こえてくるようになったので、令和2年度から現地調査や地権者の意向確認を行っている。それらの結果を踏まえて、工業専用そのままにしておく必要はないのではないかという考えに至った。
指定当時、地域内の住宅はうち（福沢建設）の1軒だけだった。了承を得ずに工業専用地域にしていたと思う。これまで見直しの機会もなく、工業専用地域の中にある住宅ということで苦しんできた。今回の変更で少し楽になる。案に賛成である。	都市計画法は昔からあり、用途指定は個人の財産に規制をかけるため、了承を得ずにはできなかったと思う。説明会等を何度か開いて、規制をかけたと思う。そのため、用途地域は簡単に変えられるものではない。今回は、変更する理由があり、都市計画審議会からも賛成の意見をいただいているので、見直したい。
用途地域が変わることで、すでに立地している企業の中でも、騒音や振動の規制に引っかかるところもあると思う。引っかかった場合、どうすれば良いのか。	今回参考でお示した騒音や振動の基準値は、そう簡単に超えるような数値ではない。しかし、資料に掲載している施設を持っている企業は市町村に届出が必要になる。また、万が一基準値を超えた場合は、3年以内の改善を求められる可能性がある。
用途地域は、市がただ指定しているだけで、地権者は個人。北上市や一関市は、企業専用に土地を持っていて造成している。地域を指定しても、市としての企業誘致等のビジョンがないので、意味がないのではないか。市全体のビジョンを示してから用途指定をすべきだと思う。	用途地域を指定した当初は、既存の企業にあわせて形で用途を決めたというのが実情だと思う。しかし、その後、都市計画マスタープランという計画を作り、それにもとづいて用途指定を行ってきた。田鎖・松山地区の見直しをきっかけに、他の工業専用地域についても見直しの必要性を検討したいと考えている。

■計画案の縦覧結果

1 期間

令和4年9月20日（火）から10月4日（火）

2 縦覧者

1名

3 意見等

なし